

台風、大雨等における教育活動の中止判断基準等について

高知県立高知若草特別支援学校長

1 休校措置の判断基準について

令和8年5月29日からの防災気象情報の変更に伴い、台風・大雨等の自然災害等の休校措置について、高知県教育委員会から判断基準が示されました。つきましては、今後、高知市及び近隣市町村が、次の事項に該当する場合は休校となります。

【以下の警報等が1つでも発表された場合】

- (1) 警報レベル4相当以上の警報
- (2) 暴風警報が発令された場合
- (3) 大雪、暴風雪、波浪のいずれかの特別警報

【以下の警報が2つ以上発表された場合】

- (1) レベル3氾濫警報
- (2) レベル3大雨警報
- (3) レベル3土砂災害警報
- (4) レベル3高潮警報
- (5) 大雪警報
- (6) 暴風雪警報

臨時休校措置をとる場合

- 午前5時までに学校長が判断します。
- 午前5時半以降に「すぐーる」で「休校情報」を一斉送信します。
- 午前5時半以降に本校ホームページに「休校情報」を掲載します。

2 休校措置の児童生徒の授業日数の取扱いについて

児童生徒の授業日数の取扱いについては、児童生徒の授業日数から除きますので、欠席扱いにはなりません。

3 休校措置の給食費について

台風等で臨時休校になった場合には、高知県立特別支援学校では「突然の欠食扱い」とすることになっています。

この日の給食代は通常どおり集金させていただくこととなりますのでご了承ください。なお、この場合の給食費も就学奨励費の対象となります。